

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	諮問機関の取扱い	責任者	若林成人
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	岸本町職員懲戒審査委員会 目的：職員の公平な懲戒処分を審査する。 委員等の構成：学識経験者 2人 町吏員 1人 活動内容：町長からの審査要求について、審査し、処分を決める。 委員報酬：日額 5,300円			岸本町は職員懲戒審査委員会を設置している		合併時に岸本町の例により新たに設置する。 委員報酬は別途調整	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	情報通信事業		責任者	一橋志郎
合併協議項目	諮問機関		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
2	有線テレビジョン放送運営委員会 該当なし		有線テレビジョン放送運営委員会 町長の諮問に応じ、次の事項の調整及び審議を行う (1) 溝口町有線テレビジョン放送業務の運営に関する事 (2) その他、溝口町有線テレビジョン放送業務の適正な運営のために必要な事項 (3) 運営委員会の組織に関する事 CATVの公平性を保つ為、放送全体を通し協議する。 年1回程度開催 委員 10名以内 町長が任命する。 構成 (1) 町議会議員 (2) 農業協同組合の理事又は、代表職員 (3) 各種団体の代表者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者 任期2年		合併により、自主制作番組放送エリアが拡大される。			溝口町の例により、合併時に新たに定める。 合併時に新町の有線テレビジョン放送運営委員会を新たに設置する。	
3	有線テレビジョン放送番組審議会 該当なし		有線テレビジョン放送番組審議会 町長の諮問に応じ、次の事項の調査及び審議を行う (1) 自主放送番組基準の策定及びその変更に関する事。 (2) その他適正な自主放送番組の制作に必要な事項。 委員10人以内 町長が任命する。 構成 (1) 行政機関の長又は職員 (2) 各種団体の長又は職員 (3) 教育委員会の長又は職員 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者 任期2年		合併により、自主制作番組放送エリアが拡大される。			溝口町の例により、合併時に新たに定める。 合併時に、新町の有線テレビジョン放送番組審議会を新たに設置する。	

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	
合併協定項目	20 諮問機関の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
4	<p>廃棄物分別収集検討委員会</p> <p>* 廃棄物の減量化対策や収集計画について意見を聴取する審議会。</p> <p>定数 15名以内</p> <p>選任対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 町議会議員 民間団体代表 P T A 代表 廃棄物減量等推進員代表 保健委員会代表 <p>* 近年は、開催実績なし。(分別収集を始めた時に実施)</p>	<p>廃棄物減量等審議会</p> <p>* 廃棄物の減量化対策や収集計画について意見を聴取する審議会。</p> <p>町内各業界、組織から選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町議会 2人 ・学識経験者 2人 ・民間団体代表 2人 ・流通小売業者 2人 ・収集委託業者 1人 ・町職員 1人 <p>計10人 年1回開催</p>	<p>* 名称が異なる。</p> <p>* 委員の選任対象が異なる。</p>		<p>* 合併後一元化する。</p> <p>(案)</p> <p>名称：廃棄物減量等審議会</p> <p>定数：10名程度(両町各5名)</p> <p>(選任対象は、議会関係があるため、合併後に検討する。岸本町は、議会から選任の委員がない。)</p>		

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項																																			
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	商工業事業																																			
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考																																				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法																																				
5	<p>岸本町中小企業小口融資審査協議会</p> <p>【目的】 中小企業者に対する小口融資を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>【委員等の構成】 委員選出は要綱による。 1. 岸本町商工会長 2. 関係金融機関の代表者 (山陰合同銀行岸本支店長・鳥取銀行岸本支店長) 3. 学識経験者 (岸本町議会議長・鳥取県信用保証協会担当職員・商工会経営指導員) 4. 町長及び職員(岸本町長・産業観光課長)</p> <p>【活動内容】 小口融資を受けようとする者から産業観光課に小口融資斡旋申込書の提出があった場合、審査協議会を開催し、融資決定をする。なお、審査協議会の座長は町長が務める。 ・受付締切 毎月15日、融資決定 申込み当月25日まで ・貸付要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議会審査資金名</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小口融資(一般)</td> <td>設備</td> <td>15,000千円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>15,000千円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>小口融資等特別資金</td> <td>設備・運転</td> <td>15,000千円</td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【委員報酬】 岸本町商工会長・岸本町議会議長 2,400円 = @4,800円 × 0.5日</p>		協議会審査資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内	運転	15,000千円	5年以内	小口融資等特別資金	設備・運転	15,000千円	10年以内	<p>溝口町中小企業小口融資審査協議会</p> <p>【目的】 中小企業者に対する小口融資を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>【委員等の構成】 町長、助役、商工会長 関係金融機関の代表者(山陰合同銀行岸本支店溝口出張所長・鳥取銀行溝口支店長・米子信用金庫溝口支店長)</p> <p>【活動内容】 小口融資を受けようとする者から小口融資斡旋申込書の提出があった場合、審査決定をする。 ・受付締切 毎月20日、融資決定 申込み月末まで ・貸付要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議会審査資金名</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小口融資(一般)</td> <td>設備</td> <td>15,000千円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>15,000千円</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同和小口融資(一般)</td> <td>設備</td> <td>15,000千円</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>15,000千円</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【委員報酬】 なし</p>		協議会審査資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内	運転	15,000千円	5年以内	同和小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内	運転	15,000千円	6年以内	<p>・審査協議会の構成員は鳥取県中小企業小口融資実施要領に定められているが、現行では両町に違いがあり新たに選任が必要である。</p>			<p>合併時に一元化する。 合併までに調整し、新たに設置する。報酬については別途協議する。</p>	
協議会審査資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間																																							
小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内																																							
	運転	15,000千円	5年以内																																							
小口融資等特別資金	設備・運転	15,000千円	10年以内																																							
協議会審査資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間																																							
小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内																																							
	運転	15,000千円	5年以内																																							
同和小口融資(一般)	設備	15,000千円	7年以内																																							
	運転	15,000千円	6年以内																																							

幹事長専決事項	
責任者	岡本健司

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財政事務の取扱い	責任者	岡本健司															
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	1財政事務	備考																		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法																	
1	<p>町債及び一時借入金に関すること</p> <p>町債は、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済を行う。一時借入金は、当該年度内における一時的な歳計現金の不足を補てんする債務である。</p> <p>1. 町債 起債計画については、総務課と関係課で協議、借入手続きについては、総務課が行う。なお、水道・下水道関係債については、建設水道課が起債計画及び借入手続きを行う。"</p> <p>2. 一時借入金 財政運営上、一時的な資金不足が発生する場合、予算で定める限度額内で金融機関から一時借入金を借り入れる。一時借入金の借入手続きは、一般会計については総務課、特別会計については各担当課が行う。"</p> <p>平成15年度予算で定める一時借入金の限度額：</p> <table border="0"> <tr> <td>一般会計</td> <td>300,000千円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険特別会計</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>20,000千円</td> </tr> </table>	一般会計	300,000千円	国民健康保険特別会計	10,000千円	水道事業会計	20,000千円	<p>町債及び一時借入金に関すること</p> <p>町債は、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済を行う。一時借入金は、当該年度内における一時的な歳計現金の不足を補てんする債務である。</p> <p>1. 町債 起債計画については、総務課と関係課で協議、借入手続きについては、総務課が行う。なお、水道・下水道関係債については、建設水道課が起債計画及び借入手続きを行う。"</p> <p>2. 一時借入金 財政運営上、一時的な資金不足が発生する場合、予算で定める限度額内で金融機関から一時借入金を借り入れる。一時借入金の借入手続きは、一般会計については総務課、特別会計については各担当課が行う。"</p> <p>平成15年度予算で定める一時借入金の限度額：</p> <table border="0"> <tr> <td>一般会計</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険特別会計</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>水道事業会計</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金等貸付事業特別会計</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>下水道特別会計</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>有線テレビ放送特別会計</td> <td>20,000千円</td> </tr> </table>	一般会計	500,000千円	国民健康保険特別会計	10,000千円	水道事業会計	8,000千円	住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,000千円	下水道特別会計	20,000千円	有線テレビ放送特別会計	20,000千円	<p>問題</p> <p>起債の借入及び一時借入金の借入について、岸本町は原則各担当課、溝口町は原則総務課で対応しており、両町で取扱いが異なっている。</p>	<p>1. 町債及び一時借入金の借入手続き等については、岸本町の例により原則一般会計分は総務課、特別会計分は各担当課で対応し、総括は総務課とする。</p> <p>2. 一時借入金の限度額については、新町予算編成時に設定する。</p>
一般会計	300,000千円																					
国民健康保険特別会計	10,000千円																					
水道事業会計	20,000千円																					
一般会計	500,000千円																					
国民健康保険特別会計	10,000千円																					
水道事業会計	8,000千円																					
住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,000千円																					
下水道特別会計	20,000千円																					
有線テレビ放送特別会計	20,000千円																					

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	消防防災関係事業		責任者	井澤宏和
合併協定項目	2 5 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	2 消防防災関係事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>国民保護に関すること 武力攻撃を受けることとなった場合等に、地域住民の保護等を行う。 他国等から武力攻撃を受けた場合に、自衛隊、警察等と協力しながら住民の安全を図る。 武力攻撃事態対処法の付帯決議により、国民の保護に関する措置を速やかに整備することとされている。これにより、国民保護法制の整備を行うこととされ、自治体では保護計画を策定し、住民の保護にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、住民の避難、誘導 ・ 住民の避難、誘導 ・ 住民の安否確認及び安否情報の提供 ・ 武力攻撃を受けた際の対処 ・ 災害復旧 <p>市町村国民保護協議会を設置する 市町村国民保護対策本部を設置する</p>		<p>国民保護に関すること 武力攻撃を受けることとなった場合等に、地域住民の保護等を行う。 他国等から武力攻撃を受けた場合に、自衛隊、警察等と協力しながら住民の安全を図る。 武力攻撃事態対処法の付帯決議により、国民の保護に関する措置を速やかに整備することとされている。これにより、国民保護法制の整備を行うこととされ、自治体では保護計画を策定し、住民の保護にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、住民の避難、誘導 ・ 住民の避難、誘導 ・ 住民の安否確認及び安否情報の提供 ・ 武力攻撃を受けた際の対処 ・ 災害復旧 <p>市町村国民保護協議会を設置する 市町村国民保護対策本部を設置する</p>		<p>・ 現在国民保護計画策定の準備中であるが、新町発足後の計画を策定するよう準備している。</p>			<p>・ 合併後に速やかに策定する。 (国民保護計画を平成17年3月末までに整備する。)</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	公共交通事業	責任者	井澤宏和	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25-3公共交通事業	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>循環バスの運行（生活路線「岸本町内線」再掲） 小中学生の通学、健康福祉センター及び温泉施設への利便性の向上を図るために岸本町内を循環するバス（日ノ丸自動車）に対して、補助を行い路線を維持する。 健康福祉センターを起点として、4系統を運行 ・日ノ丸自動車に対し、運行に係る経常損失額に相当する補助金を交付 ・乗車料金は一律100円 ・町内在住の70歳以上の高齢者及び障害者手帳所持者は無料 ・各地区を週2回運行 ・土日は運休 循環バスを通学に利用する坂長、岩屋谷の児童について 従来の生活路線バスの料金が80円・90円区間の坂長・岩屋谷の児童に対しては従来の料金80円・90円とする。（町内循環バス専用の回数券を出納室で販売し売上分を日ノ丸自動車に送金する。） 事務の流れ 1 日ノ丸自動車から総務課に回数券が送られる 2 枚数を確認し出納室へ送る 3 回数券に「坂長 岸本」のゴム印を押す（出納室） 4 保護者へ販売する（出納室） 5 6月、9月、12月、3月に売上を締め日ノ丸自動車に出納室が送金する。</p>		<p>・合併後の町内循環バス路線の運行系統についての検討が必要となる（想定していた乗車数を割り込んでいる）。 ・溝口町内の循環バス導入について検討が必要となる。</p>		<p>・当面現行どおりとし、合併後に検討を行う。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	情報通信事業		責任者	一橋志郎
合併協議項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	8 情報通信事業		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
1	<p>総合行政情報システム構築計画</p> <p>行政として住民に対しどのように行政情報を提供していくかを具体化する第一段階として計画策定した。</p> <p>平成9年度策定</p> <p>重点項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政情報の共有化により政策立案部門の強化を図る。 2. 庁内LANによるデータ、機器の共有化による有効利用を図る。 3. 台帳、統計情報、規約等の電子化により、OA化を促進し、事務の効率化を図る。 4. システムの安全性を高め、個人情報の保護に努める。 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムの移行 ・新規システムの導入計画 ・導入を検討するシステム 		岸本町に存在し、溝口町には存在しない			現行計画をもとに合併後、新たに策定する。			
2		<p>溝口町情報化計画</p> <p>本町の情報化を計画的に進めていくため、将来的な計画を作成する。</p> <p>平成13年度策定、平成18年度見直し予定</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送周波数の広帯域化のポイント（デジタル放送への対応・双方向化による情報通信事業への展開） ・溝口町の情報通信事業の展開（インターネット・IP電話・農業情報提供サービス・行政等情報サービス・在宅健康管理サービス） ・溝口町情報化提案5ヵ年計画 	溝口町に存在し、岸本町には存在しない			現行計画をもとに合併後、新たに策定する。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	医療費助成事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-14 医療費助成事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>老人医療費適正化対策事業</p> <p>老人医療を適正かつ安定的運営を確保するために、レセプトの点検、医療費通知事務を行う。</p> <p>レセプト点検専門検員によるレセプト点検 年間56日点検を行う。 日額 8,200円</p> <p>老人医療受給者で、医療を受けた者に医療費通知を行う ・年4回</p> <p>国保連合会、診療報酬支払基金にレセプトの電算処理を委託</p>		<p>老人医療費適正化対策事業</p> <p>老人医療を適正かつ安定的運営を確保するために、レセプトの点検、医療費通知事務を行う。</p> <p>レセプト点検専門検員によるレセプト点検 月15日縦覧点検を行う。(国保を含む) 日額 7,300円</p> <p>老人医療受給者で、医療を受けた者に医療費通知を行う ・年4回</p> <p>国保連合会、診療報酬支払基金にレセプトの電算処理を委託</p>		<p>* 点検体制が異なる。</p> <p>* 国民健康保険事業のレセプト点検と調整が必要である。</p>			<p>* 現行のまま新町に引継ぐ。</p> <p>* 点検員の勤務日数については、新町で検討し一元化する。日額については、別途調整する。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	健康づくり事業	責任者	野坂 祥子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 15 健康づくり事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>健康づくり推進事業</p> <p>【目的】 町の健康づくりの目標を明確化し、健康増進を組織的、具体的に推進し小中学生のころから健康増進に取り組むことで生活習慣病の予防をする。</p> <p>【内容等】 ○保健委員会活動 保健委員...区長推薦により選出 保健委員 75名 各集落最低2人体制で概ね50世帯に1人追加 会議回数...年3回の保健委員会を開催 (会議、検診打合せ、研修会) 活動内容...総合検診、結核検診手伝い2回、 各集落で受診票の配布回収と受診の呼びかけ 交付金...保健委員の手当は各集落に交付金として交付 全体 1,000千円 均等割 11,428円×35集落 世帯割 288円×2,083戸 出席報償費なし 【財源内訳】 一般財源</p>	<p>健康づくり事業</p> <p>【目的】 「こころ・からだいきいき健康みぞくち」計画を推進するために当町の健康課題である生活習慣病及び筋骨格系疾患を予防するために運動をとりいれた健康づくり及び啓発を推進する。</p> <p>【内容等】 ○保健委員会活動 保健委員...各部落により選出方法は異なる。順番等 保健委員68名 各集落に1人体制 会議回数...年1回の研修会開催 (保健事業実績、計画等報告及び研修会) 活動内容...受診申込書の配布と回収。検診会場の準備 交付金...保健委員の手当は各集落に交付金として交付 全体 68万円(各部落人口割) 報償費：当日出席者1,000円×68人 研修講師報償費25,000円 計773,000円 【一般財源】</p>	<p>○保健委員会の新体制、人数、役員体制。 活動内容の調整。 委員報償費の相違。</p>	<p>○合併時に一元化する。 保健委員の人数は概ね50戸未満は2人(小規模集落は1人)・50戸毎に1人追加する。 保健委員会の組織は一本化し、両町に支部を置く。 全体の保健委員会及び研修会を年2回開催し、検診の打合せは両町で検診方法が異なることから、支部会で協議する。(岸本町総合方式・溝口町集落巡回方式) 岸本町の総合検診、結核検診の当日手伝いは継続、溝口町もプライバシーに関わらない範囲の検診周知、会場準備等の手伝いを継続する。 保健委員の出席報償費は廃止し、交付金一本とする。交付金の額は合併後に定める。</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	健康づくり事業	責任者	福岡 泰子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 15 健康づくり事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
2	食生活推進協議会 【目的】 ・食生活の正しい知識を持つ人を増やすために、食生活改善推進員養成講座を行う。 ・食生活改善推進員に対し、研修会を行い、新しい情報を伝える。	食生活推進協議会 【目的】 ・食生活の正しい知識を持つ人を増やすために、食生活改善推進員養成講座を行う。 ・食生活改善推進員に対し、研修会を行い、新しい情報を伝える。		・事業の枠組みが異なる 溝口町－老人保健事業補助対象事業として 岸本町－伝達講習会のみ高齢者食改善事業補助対象		○合併時に一元化する。		
	食生活改善推進員養成講座（岸本町単町実施） 町内の女性の希望者に対し、食生活や健康づくりについて10回の講座を行う。修了者は食生活改善推進協議会で推進員として、食生活の普及・啓発に努める。（平成15年度は休講） ・テキスト代 1,100円×1.05×人数分 ・材料代500円×人数分×10回 <受講料は無料>	食生活改善推進員養成講座（溝口町単独実施） 町内の女性の希望者に対し、食生活や健康づくりについて、年10回の講座を行う。修了者は食生活改善推進協議会で推進員として、良い食生活の普及・啓発に努める。 養成講座を15年度実施。前回は平成9年度に養成し毎年ではない。 ・テキスト代 1,000×25人分=25,000円 ・材料代 800円×9回×20人=144,000 ・その他消耗品 15,500 <受講料は無料> （15年度実績96,771円）		内容についてはテキストにそって行うため問題はない。		1本化し、1ヶ所で実施する。		
	食生活改善推進員リーダー講座（米子保健所実施） 推進員の中で希望者が米子保健所で他市町村協議会の会員と一緒に健康づくりについて学習する。3回で1コース×2テーマ ・旅費1,388円×4人×6回 <材料代500円程度は自己負担>	食生活改善推進員リーダー講座 日野保健所管内はない。		所轄の保健所が違うので、現在は岸本町のみ実施されている。		所轄の保健所の方針に従う。		
	教育研修講座 会員対象に米子保健所栄養士と町栄養士がテーマを設けて講習を行う。 ・材料代600円×20人×2回 <参加費無料>	教育研修講座 ・町内推進員に対し、保健所栄養士により年2回研修を実施する。 ・材料代800円×20人×2回 <参加費無料> （15年度実績15,620円）		1人あたりの材料代が異なる。		1本化し、実施する。 材料代については、1人当たり600円程度とする。		
	伝達講習会...予算はいきいきライフ事業に計上 その年に学習したことを、各集落の公民館で住民を対象に講習する。 ・材料代 500円×10人×12集落 ・講師謝礼 5,000円×2名×12集落 <予算内で材料が購入できたら参加費無料>	伝達講習会...老人保健事業で計上（15年度実績225,569円） 教育研修で学習した生活習慣病予防等の食生活を地域に伝達する。 ・材料費 350円×15人×15会場 ・報償費 1,000円×3人×15会場 各公民館祭における食生活改善コーナーを開設 ・材料費 200円×100人×4会場 ・報償費 1,000円×60人 健康さわやか歩キングの集いにおける啓発活動 ・報償費 1,000円×15人×2回		事業の出席報償費の調整。 事業の報償費の有無。岸本町は保健事業協力は無償。溝口は有償。		原則として無償とする。		
	食生活改善推進協議会補助金 組織づくり、話し合いを通して普及推進をする。 補助金30,000円 補助金は会の機関紙「あゆみ」の印刷代として使用。	食生活改善推進連絡協議会補助金 250,000円 食生活改善推進活動のための事業費を補助 外部講師による学習会及び各地区の自己学習会、先進地視察研修を開催。 （栄養学習・食中毒予防・環境問題・介護食・料理学習等） 各種研修会、役員会等旅費を支出（15年度実績250,000円）		食改推進協補助金の調整。		食生活改善推進協議会の自主的な活動を推進するため、溝口町の例により補助金方式とする。補助対象経費、補助金の額については食改推進協議会の事業計画により合併後に定める。		
	食生活改善推進協議会 年会費600円、15年度会員数78人 町の祭りで販売をし、売上・会費等を活動費にあてる。会計は会員が受け持つ。 町の事業協力時の日当はなし。祭りなどの日当は会の会計から出す。	食生活改善推進連絡協議会 年会費 600円、 15年度会員数86人		協議会の新体制、役員体制、費用弁償の調整		合併時、1組織にする。 支部の設置、役員体制、事業内容等については新しい協議会で定める。		
		町老人保健事業の協力に対する報償費として1人1回1,000円を支出 各種教室協力 1,000円×48人分 （15年度実績43,000円他事業で計上）		事業の報償費の有無。岸本町は保健事業協力は無償。溝口は有償。		町主管事業については、新町で定める。		
		食生活改善推進員中四国ブロック研修会参加 日野郡内で持ち回り。H15年度は溝口が出席 交通費、宿泊費は食改会計より支出				郡の所属により変更する。		

専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	健康づくり事業		責任者	福岡 泰子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 15 健康づくり事業		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法				
3	<p>岸本町老人福祉センター管理事業 【目的】 昭和54年度に設置された岸本町老人福祉センターの管理運営を行う。 【内容等】 岸本町社会福祉協議会で管理運営(補助金10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災保険料 35 千円 ・ 施設管理委託料 1,237 千円 <ul style="list-style-type: none"> 人件費 0 消耗品費 66 燃料費 21 光熱水費 821 修繕料 0 通信運搬費 0 手数料 0 委託料 329 使用料 0 その他 0 ・ 別途工事で下水道接続工事 6,153千円 		<p>溝口町福祉センター管理事業 【目的】 平成3年度に設置された「溝口町福祉センター」の管理運営を行う。 【内容等】 社会福祉協議会に管理を委託。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災保険料 81 千円 ・ 施設管理委託料 11,591 千円 <ul style="list-style-type: none"> 人件費 5,784 消耗品費 237 燃料費 627 光熱水費 1,879 修繕料 568 通信運搬費 89 手数料 38 委託料 1,317 使用料 174 その他 959 		<p>支出科目が異なる 岸本町は補助金 溝口町は委託料 管理費の所要額の積算方法が異なる 岸本町は人件費、事業費を除き建物の維持管理費のみ対象としている。人件費、事業費は別途補助対象としている。 ○ 溝口町は人件費と一部の事務費も含まれている。</p>				<p>現行どおり新町に引き継ぐ。 委託料の積算は、岸本町の例により施設の維持管理費のみとする。実績により精算する。 溝口町の人件費、一部の事務費については別途、社協事業の補助対象に算入し、補助金で交付する。</p>	
4	<p>結核予防事業 【目的】 BCG予防接種によって、結核が予防でき、また胸部レントゲン撮影によって、結核の早期発見・早期治療ができる。 【内容等】 ツベルクリン反応検査・BCG接種(集団接種) 対象者：3ヶ月児～4歳未満児 ツ反を行い、陰性者のみBCG接種を行う 実施時期：年2回実施 接種医師：町内2医院の医師に依頼。 胸部レントゲン撮影 対象者：16歳以上 15年度受診者 1538人 実施方法：4月～6月にかけてレントゲン車(保健事業団)にて各集落へ出向く。 2月にアンケートを個人通知し次年度の受診希望を把握する。 希望者に対し、受診票を個人通知する。</p>		<p>結核予防事業 【目的】 BCG予防接種によって、結核が予防でき、また胸部レントゲン撮影によって、結核の早期発見・早期治療ができる。 【内容等】 ツベルクリン反応検査・BCG接種(集団接種) 対象者：3ヶ月児～4歳未満児 ツ反を行い、陰性者のみBCG接種を行う 実施時期：年2回実施 接種医師：町内2医院の医師に依頼。 胸部レントゲン撮影 対象者：16歳以上 実施方法：レントゲン車(保健事業団)にてセット検診として実施</p>		<p>結核検診の方法が異なる 岸本町は集落巡回で大腸がん検診のみとセットで実施 溝口町はセット検診として実施</p>				<p>○ 現行どおり新町に引き継ぐ。 合併後当分の間は、それぞれの町の実施方法による。</p>	

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	母子保健事業	責任者	鹿島 誠子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 16 母子保健事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>母子健康診査事業 【目的】 母性・乳幼児の健康の保持・増進を図り、子どもが健やかに育つために各種健診事業を実施する。 また、各時期における発達や生活習慣などが適切であるかどうかを観察し、適正な指導・助言を行う。 同時に、育児に対する保護者の不安の軽減をはかることも目的としている。年間出生数60名程度。 【内容等】 ○5歳健診...5歳～5歳6ヶ月児を対象に年2回実施 対象者：対象者に個別通知、1日かけて実施し、1回あたり30名程度 健診内容：問診、計測、内科診察、歯科指導、栄養指導、保健指導 各指導とも個別に実施 スタッフ：鳥大脳小児科医師1名、保育所担任保育士 雇上保健師2名、雇上看護師1名 町保健師2名、町栄養士1名、事務職1名 場所：保健福祉センター 【財源内訳】 国1/3 県1/3 町1/3</p>	<p>母子健康診査事業 【目的】 母性・乳幼児の健康の保持・増進を図り、子どもが健やかに育つために各種健診事業を実施する。 また、各時期における発達や生活習慣などが適切であるかどうかを観察し、適正な指導・助言を行う。 同時に、育児に対する保護者の不安の軽減をはかることも目的としている。年間出生数30人程度 【内容等】 ○5歳児健診...5歳児を対象に年1回実施予定（平成15年度実施予定） 対象者：対象者に個別通知、先生等の日程により2日に分けて実施 1回あたり20名程度 健診内容：問診、計測、内科診察、歯科指導、栄養指導、保健指導 各指導とも個別に実施 スタッフ：鳥大脳小児科医師1名、臨床心理士1名、保育所保育士 町保健師3名、町栄養士1名、雇上看護師1名 場所：福祉センター 予算：教育委員会（単町事業） 脳神経小児科35,000円×1名×2回=70,000円 臨床心理士8,120円×1名×2回=16,240円 【財源内訳】 国1/3 県1/3 町1/3</p>	○実施場所、実施回数の違い。	○合併時に一元化する。 ○岸本町保健福祉センターで年2回、溝口町福祉センターで年1回 計年3回実施視力検査の項目を追加する。				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	母子保健事業	責任者	鹿島 誠子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 16 母子保健事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
2	平成13年度で廃止した。	<p>母子栄養強化事業</p> <p>【目的】 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する栄養摂取のための牛乳無償支給を実施する。</p> <p>【内容等】 母子栄養強化事業 対象者：妊娠12週～28週までの妊婦 妊娠届出時に妊婦に牛乳チケットを母子手帳と一緒に渡す。 期間中に町内の委託食料品店でチケットと牛乳を交換する。 (平成5年より実施) 町内の食料品店と委託契約 牛乳1リットル240円×消費税</p> <p>予算：妊婦牛乳配布委託料 牛乳代4ヶ月×8本×252円=201,600円</p>		<p>妊娠中はカルシウム量が通常よりも多く必要であり摂取を推進するために実施してきたが、現在も足りていない状況ではあるが、昔と比較し生活改善も進み牛乳も手に入りやすく、事業の必要性が薄らいでいる。今後も妊婦の栄養摂取については引き続き意識啓発は実施していく。</p> <p>溝口町のみ実施している。</p>	合併時に廃止する。			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	老人保健事業	責任者	福岡 泰子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 17 老人保健事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>機能訓練事業 【目的】 脳卒中発症者の再発防止や閉じこもりを防ぐ。 子育てグループ、ボランティアグループ等の交流をすることで、 障害への理解が深まる。</p>	<p>機能訓練事業 【目的】 脳卒中発症者、その他障害者等の再発防止や閉じこもりを防ぐ。</p>				○合併時に一元化する。		
	<p>いきいきクラブ（生活訓練） 対象：脳卒中発症者、身体障害者 参加予定数：実15人 回数：年12回（毎月1回） 講師：理学療法士・栄養士・歯科衛生士・音楽教師など 内容：脳卒中再発予防のための学習・理学訓練・運動・音楽活動 と社会参加のための交流会など 特徴：家族訓練を原則にしている 場所：保健福祉センター スタッフ：保健師2・栄養士・ボランティア協会のボランティア 2名程度 報償費：理学療法士20,500円×2回 その他5,000円×3回 消耗品など332,000円</p>	<p>生活リハビリ教室（生活訓練） 対象：脳卒中発症者、身体障害者で介護保険サービスを利用していない者 参加予定数：実24人 回数：毎月1回×1日（年間12回） 講師：必要に応じて 内容：閉じこもり予防、いきがづくり、脳卒中再発・転倒予防 と社会参加のため 参加費：500円（昼食代として） 時間：10時～14時 送迎：あり 場所：溝口町福祉センター スタッフ：保健師2人、栄養士1人、健康運動指導士1人、看護師2人、 ボランティア4人 賃金：看護師6,550円 報償費：ボランティア1,000円</p>		<p>1. 対象者の差異 岸本町 - 介護保険認定者含む 溝口町 - 介護保険認定者は除く 2. 送迎方法の差異 岸本 - 送迎サービス利用又は自力 溝口町 - 町職員による送迎 3. ボランティアへの報償費 岸本町 - なし 溝口町 - あり 1回1,000円 4. 専門職報償費等に差異</p>	○合併時に新たに定める 1. 対象者は溝口町に準じて新町で選定する。 2. 事業は1本化する。2会場で実施 (岸本町保健福祉センター・溝口町福祉センター) 3. 回数・内容は新町で決定する。 4. 送迎は外出支援サービスを利用する。 5. ボランティアの報償費は廃止する。			
	<p>ことばの教室（言語訓練） 対象：失語症・構音障害者 参加予定数：実6人 回数：年6 偶数月のいきいきクラブの午前に実施 講師：言語聴覚士 内容：ことばの体操・頭の活性化のためのゲーム・歌のレッスン 場所：保健福祉センター スタッフ：保健師 報償費：言語聴覚士20,500円×6回</p>	<p>ことばのリハビリ教室（言語訓練） 内容：生活リハビリ教室と合わせて、特に言語障害を抱える参加者を 中心に言語聴覚士による指導を集団及び個別で行う。 言語聴覚士報償費：25,000円 スタッフ：生活リハビリ教室に準ずる 対象者：実5人 回数：2ヶ月に一回（年間6回×0.5日）</p>		<p>両町とも失語、言語障害の対象者に実施 介護保険の認定者も含む。 介護保険では言語訓練は行われない。 言語聴覚士の報償費に差がある。</p>	○ 合併時に一元化する。 1. ことばの教室は機能訓練(生活訓練)とは別に実施する。 2. 対象者は介護保険認定者を含む。 対象者は新町で改めて選定する。 3. 2ヶ月に1回実施する。 4. 言語聴覚士報償費は調整済			

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉	責任者	西村 裕生
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法			
1	<p>老人福祉計画 介護保険事業計画策定等委員会</p> <p>【目的】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、本町の老人保健福祉及び介護保険に関する基本的方向並びに目標を示したものであり、高齢者社会をめぐる課題に対して目指すべき基本目標の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにすることを目的としている。</p> <p>【内容等】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、本町の老人保健福祉及び介護保険に関する基本的方向並びに目標を示したものであり、高齢者社会をめぐる課題に対して目指すべき基本目標の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにすることを目的としている。 計画策定 平成14年度 計画期間:平成15～19年度(3年ごとに見直しを行う) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">高齢者保健福祉計画</p> <p style="text-align: center;">地域における老人保健福祉事業に関する総合計画 介護保険給付対象外サービス、地方単独事業によるサービスの供給体制の確保</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">介護保険事業計画</p> <p style="text-align: center;">地域における要介護者等の現状把握 必要となる介護保険給付対象サービス見込量 サービス見込量に係る供給体制の確保のための整備方策 事業者間の連携、サービスの円滑な提供を図るための事業 人材の確保又は資質の向上のために講ずる措置 事業費の見込みに関する事項</p> </div> </div>	<p>介護保険事業計画策定等委員会</p> <p>【目的】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、本町の老人保健福祉及び介護保険に関する基本的方向並びに目標を示したものであり、高齢者社会をめぐる課題に対して目指すべき基本目標の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにすることを目的としている。</p> <p>【内容等】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、本町の老人保健福祉及び介護保険に関する基本的方向並びに目標を示したものであり、高齢者社会をめぐる課題に対して目指すべき基本目標の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにすることを目的としている。 計画策定 平成14年度 計画期間:平成15～19年度(3年ごとに見直しを行う) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">高齢者保健福祉計画</p> <p style="text-align: center;">地域における老人保健福祉事業に関する総合計画 介護保険給付対象外サービス、地方単独事業によるサービスの供給体制の確保</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">介護保険事業計画</p> <p style="text-align: center;">地域における要介護者等の現状把握 必要となる介護保険給付対象サービス見込量 サービス見込量に係る供給体制の確保のための整備方策 事業者間の連携、サービスの円滑な提供を図るための事業 人材の確保又は資質の向上のために講ずる措置 事業費の見込みに関する事項</p> </div> </div>	<p>法律等に基づいて行われるもの。</p> <p>介護保険事業を広域連合で実施することになり、保険料の平準化、納期回数調整などが必要。 介護保険事業計画については、平成16年度から事前の協議が必要である。</p>	<p>合併後に新たに定める。</p> <p>新町計画は、平成17年度に新たに策定する。</p> <p>介護保険事業計画は、新町では南部箕蚊屋広域連合で事業を行う方針に基づき平成16年度から準備する。</p>			
2	<p>老人福祉事業（老人クラブ補助金）</p> <p>【目的】 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援を行なう。</p> <p>【内容等】 岸本町老人クラブ連合会及び24単位老人クラブに対する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町老人クラブ連合会補助金 975千円 ・ 単位老人クラブ補助金 1,017千円 (@42,375円×24単位クラブ) <p>特別事業（地域福祉活動） 町：2 / 3 補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50,000円×2 / 3×19クラブ = 627,000円 	<p>老人クラブ補助金</p> <p>【目的】 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援を行なう。</p> <p>【内容等】 溝口町老人クラブ連合会及び27単位老人クラブに対する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町老人クラブ連合会補助金 840千円 ・ 単位老人クラブ補助金 1,400千円 (@51,840円×27単位クラブ) 	<p>基本的には県の制度に則った同じ事業であるので、事業そのものの調整は不要。</p> <p>同一事業なのに補助単価が異なるのは、H12年度に要綱改正があり、前年度交付決定額を上限とすることになった。これにより、H11年度の単価差がそのまま引き継がれているため、補助単価が異なっている。</p> <p>岸本町単独実施の地域福祉活動（ボランティア活動・世代間交流等）は、コミュニティづくりに有効であるため、新町でも取り組む必要がある。</p> <p>両町老人クラブ連合会の統合に向けて働きかけが必要である。</p>	<p>合併時に岸本町の例により一元化する。</p> <p>老人クラブ連合会も合併し一つになる。</p> <p>単位老人クラブの補助金単価は、当該年度の県の補助単価とする。</p> <p>連合会の補助金は、老ク連の事業計画に対し、岸本町の補助率を基本として算定する。</p>			

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項																						
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉	責任者	西村 裕生																						
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業	備考																									
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法																							
3	<p>老人クラブ連合会健康づくり事業 【目的】 高齢者の健康づくりと生きがいづくりを図る。 【内容等】 老人クラブ連合会健康づくり事業</p> <p>老人クラブ連合会が主体になって、高齢者自らがウォーキングやスポーツ活動を通じて健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりを行う。 春:啓発、広報 夏・秋:実技実施 冬:反省と計画</p> <p><平成14年度積算内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(円)</th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝 金</td> <td>40,000</td> <td>健康セミナー、ニュースポーツ講師謝金</td> </tr> <tr> <td>通 信 運 搬 費</td> <td>7,000</td> <td>郵便料、葉書代</td> </tr> <tr> <td>消 耗 品 費</td> <td>53,000</td> <td>トレーニングウェア、事務用品</td> </tr> <tr> <td>備 品 購 入 費</td> <td>90,000</td> <td>ウォーキング用トランシーバー</td> </tr> <tr> <td>委 託 料</td> <td>10,000</td> <td>運転代行料</td> </tr> <tr> <td>賃 借 料</td> <td>20,000</td> <td>用具レンタル</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>220,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この補助金は、一般の老人クラブ連合会補助金とは別枠になっている。</p>	科目	金額(円)	内 訳	謝 金	40,000	健康セミナー、ニュースポーツ講師謝金	通 信 運 搬 費	7,000	郵便料、葉書代	消 耗 品 費	53,000	トレーニングウェア、事務用品	備 品 購 入 費	90,000	ウォーキング用トランシーバー	委 託 料	10,000	運転代行料	賃 借 料	20,000	用具レンタル	合 計	220,000				県の補助事業を活用して岸本町のみ実施している。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。 町としては、老ク連から申請があれば対応する方針とする。
科目	金額(円)	内 訳																											
謝 金	40,000	健康セミナー、ニュースポーツ講師謝金																											
通 信 運 搬 費	7,000	郵便料、葉書代																											
消 耗 品 費	53,000	トレーニングウェア、事務用品																											
備 品 購 入 費	90,000	ウォーキング用トランシーバー																											
委 託 料	10,000	運転代行料																											
賃 借 料	20,000	用具レンタル																											
合 計	220,000																												
4		<p>コミュニティプラザ 管理事業 【目的】 地域住民のコミュニケーションの場として、人と人との心のふれあえるまちづくりの推進を目的に設置した溝口町コミュニティプラザの管理を行なう。 【内容等】 特産品の試作及び検討会等に活用。 また、近隣の囲碁同好会等の活動にも利用される。</p> <p>管理については、溝口町シルバー人材センターに委託し、シルバー人材センターの事務所としても活用しながら、施設の適正な管理を図る。 ・ 役務費 99 ・ 委託料 712</p>		溝口町シルバー人材センターが南部広域シルバーに加入するよていであり、施設の管理と利用形態について再確認が必要。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。																								

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉	責任者	西村 裕生	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 18 高齢者福祉事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
5	<p>配食サービス事業 【目的】 虚弱高齢者の在宅生活を支援する。 安否の確認を行なう。 《内容等》 【対象者】 おおむね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯(要介護認定者を含まない) 【内容】 週2回(火・木曜日)食事の配達を行い、利用者の安否確認を行なう。 【実施方法】 利用者及び利用料の決定を除き、岸本町社会福祉協議会に委託 岸本町保健福祉センター1ヶ所で弁当をつくる。</p> <p>【利用料】 1食200円 @200円×2回/週×30人×52週=624,000円 【委託料】 1食650円 @650円×2回/週×30人×52週=2,028,000円 【利用者数】 1回あたり 約20人</p>	<p>配食サービス事業 【目的】 虚弱高齢者の在宅生活を支援する。 安否の確認を行なう。 《内容等》 【対象者】 概ね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯等(要介護認定者を含む) 【内容】 週1回程度の配食及び毎日型の配食(調理が困難で、栄養のバランスのとれた食事を必要とするもので、特に必要と認めた場合) 【実施方法】 利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、溝口町社会福祉協議会に委託。各公民館単位で弁当をつくる。 二部公民館 1回/週 福祉センター 1回/週 日光公民館 2回/月 【利用料】 1食300円、毎日型の場合は1食500円 【委託料】 1食950円、毎日型の場合は1食1,400円 【利用者数】 1回あたり 約45人 毎日型利用者 2人(H15年度)</p>	<p>支給対象者が異なる。 実施回数異なる。 利用者負担が異なる。 委託料の単価が異なる。</p> <p>弁当を一方的に配るばかりでなく、1ヶ所に対象者を集めて、年2~3回食材確保や料理教室を行うなど、本人の食の自立支援に向けた取り組みが必要ではないか。閉じこもり予防にもつながると考えられる。</p> <p>社協独自に介護保険認定者への配食サービスがある。週2回の利用料は町委託事業と同額。</p>	<p>合併時に一元化する。</p> <p>【対象者】 岸本町の例による おおむね65歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯(要介護認定者を含まない) 【内容】 岸本町の例による 週2回の配食 毎日型は介護保険・支援費で対応のため廃止</p> <p>【実施方法】 現行どおり 利用者及び利用料の決定を除き、社会福祉協議会に委託 【利用料】 溝口町の例による 1食300円 【委託料】 岸本町の例による 1食650円 ボランティアにより週二回体制が取れない地域は、当面現行どおりとする。 社協独自事業(介護認定者)との調整が必要である。</p>				
6	<p>介護予防追跡調査事業 【目的】 高齢者が住み慣れた家庭や地域で自分らしく生き生きと暮らすことが出来るために高齢者の生活状況やニーズを的確に把握し効果的な施策を構築する。 高齢者個々の生活実態を追跡調査することにより、要介護状態や病気の要因を考察する。記名調査により介護予防事業の効果も明らかにする。 《内容等》 【目的】 65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、「介護予防追跡調査」に承諾した者及び新規65歳到達者の健康状態、生活状況等を追跡調査する それにより、 ・要介護状態や死亡に至る危険因子を明らかにする。 ・介護予防事業の効果を明らかにする。 ・危機介入の必要なケースを明らかにし、援助を行う。 【対象者数】 追跡回答者 約1300名 新規約65歳到達者90名 【調査方法】 郵送により調査票送付回収 【協力機関】 鳥取大学医学部環境予防医学分野・保健学科、西部福祉保健局 (環境予防医学分野は、文科省の科学研究費助成あり)</p>		<p>岸本町はH13年度から実施中 溝口町は実施予定なし</p>	<p>・岸本町の例により新町に引き継ぐ</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	その他福祉事業		責任者	西村 裕生	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 20 母子・父子・寡婦福祉事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p>母子福祉事業に関すること 【目的】 母子家庭の生活支援及び自立の支援をおこなう。 【内容等】 母子福祉小口貸付事業 母子家庭に対し1件40,000円を限度に無利子貸し付け。 町母子会に年間480,000円を町から一括貸し付けし、個々の貸付は母子会が行う。 岸本町連合母子会補助金 15年度 80,000円</p> <p>母子家庭入学祝い金 15年度 7件(児童扶養手当受給者のみ) 小・中学校入学時に祝い金 一人当たり 10,000円支給</p> <p>母子家庭中学校卒業祝い金 15年度 5件(所得制限なし) 中学校卒業時に一人当たり 5,000円の食事券進呈</p>		<p>母子福祉事業に関すること 【目的】 母子家庭の生活支援及び自立の支援をおこなう。 【内容等】 制度なし</p> <p>溝口町母子父子会補助金 15年度 20,000円</p> <p>母子家庭入学祝い金 15年度 1件(所得税非課税世帯) 小・中学校入学時に祝い金 一人当たり 10,000円支給 (款 民生費 項 児童福祉費 目 児童措置費) 制度なし</p>		<p>母子小口貸付事業は岸本町のみ実施している。</p> <p>母子会の補助金額が異なる。 溝口町では父子家庭も会員としている。</p> <p>小・中学校の入学祝い金制度は同じ。調整不要</p> <p>母子家庭中学校卒業祝い金は岸本町のみ実施している。</p>		<p>合併時に一元化する。</p> <p>岸本町の例を基に新たに定める。</p> <p>母子会の補助金は合併後の母子会事業計画などにより、決定する。</p> <p>中学校卒業祝い金については、食事券が利用できる店舗を拡大する。</p> <p>○ すべての事業は、父子家庭も対象とする。</p>		

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	障害者福祉事業	責任者	福岡・景山
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 21 障害者福祉事業	備考			
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>精神保健福祉事業 【目的】 精神保健福祉の啓発と精神障害者及び家族の福祉の推進 【内容等】 精神障害者及び知的障害者家族会支援 内容：家族会定例会・学習会・研修会 回数：月1回程度 精神家族会 5家族 障害者支援ボランティア講座開催 内容：医師等による講話、病院・知的障害者施設実習、作業所との交流会 対象者：ボランティア意欲のある者 開催回数：年6回 講師謝礼：医師25,000円/回、作業療法士15,000円/回 15年度までの修了者 26人 障害者支援ボランティアフォローアップ講座開催 内容：ボランティア講座を修了した者を対象に学習会と実践 回数：年2回 実施していない</p>	<p>精神保健福祉事業 【目的】 精神保健福祉の啓発と精神障害者及び家族の福祉の推進 【内容等】 精神障害者家族会支援 内容：研修会・定例会回数：年3～4回 登録会員数：9家族 平成15年度決算額 1,000円 日野保健所主催の精神保健ボランティア講座 平成15年度現在17名修了 精神保健ボランティアの会支援 内容：研修会・定例会・地域への啓発活動 回数2～3回 対象者：保健所の精神保健ボランティア講座を修了した者 会員数17名 精神障害者デイケア（レクリエーション教室） 内容：仲間づくり、社会生活訓練（パソコン・調理実習等） 回数：年4回（16年度は月1回開催予定）参加者人数：10人 スタッフ：保健師2、栄養士1、精神保健ボランティア1～2名程度</p>	<p>岸本町のみ作業所があり、溝口町は日野町黒坂おしどり作業所を利用している。 家族会が両町にあるため、一元化が必要 精神障害者のデイケアは溝口町のみ実施。</p>	<p>合併時に一元化する。 合併時に家族会を一元化し継続する。 所管する保健所の方針により実施する。 合併時に一元化し実施する。 合併時、溝口方式をもとに実施する。ボランティア謝金については新町で協議する。（無償の方向で検討する。）</p>			
2	<p>岸本町障害者計画 【目的】 岸本町における障害者のための施策に関する基本的な計画 【現行計画】 策定年月：平成11年3月 計画期間：平成10～14年度（5年間） 計画対象：身体障害者、知的障害者、精神障害者 障害児、難病患者 合併までに、見直しの予定はない。</p>	<p>溝口町障害者計画 【目的】 溝口町における障害者のための施策に関する基本的な計画 【現行計画】 策定年月：平成10年3月 計画期間：平成9～14年度（6年間） 計画対象：身体障害者、知的障害者、精神障害者 障害児、難病患者 平成15年度、見直し完了。</p>	<p>平成15年度から障害者支援費制度が新たに開始されるなど、障害者に関する福祉制度は、年々変わってきており、大幅な見直しが必要と思われる。</p>	<p>合併後に新たに定める。</p>			
3	<p>岸本町では補助を行っていない。 （過去には補助を行った実績あり） 岸本町育成会の概要 【対象者】 心身障害児（者）の家族 【会員数】 17人 【事務局】 岸本町社会福祉協議会</p>	<p>溝口町心身障害児（者）育成会補助金 【目的】 溝口町心身障害児（者）育成会の運営並びに活動に要する経費の一部を負担することにより心身障害児（者）福祉の増進を図る。 【対象者】 溝口町心身障害児（者）育成会 【補助金額】 30,000円/年 【申請及び交付決定】 4月 【支払】 4月 溝口町育成会の概要 【対象者】 心身障害児（者）の家族 【会員数】 6人 【事務局】 溝口町社会福祉協議会 補助金は県、郡の育成会への負担金などに支出されている。</p>	<p>溝口町のみ補助金交付を行っている 岸本町にも育成会（事務局/社協）はあるが補助は行っていない。 両町の育成会の統合も考える必要がある。</p>	<p>合併後に一元化する。（平成17年度から） ○町が補助金を交付する相手方は、一つの育成会という形が望ましい。合併までに両町の育成会の統合を図りたい。 統合の方法等については、育成会へ一任。（支部制をとるなど） 補助金は対象経費の1/2とし、補助金限度額については10万円程度、交付要綱を新たに定める。 事務局は現行どおり社会福祉協議会とする。</p>			

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	障害者福祉事業	責任者	福岡・景山	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 21 障害者福祉事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
4	<p>岸本町身体障害者福祉協会補助金 【目的】 障害者の社会参加推進の観点に立って、地域における訪問活動や各種大会等への参加など協会活動の充実振興を図ることを目的とする。 《内容等》 【対象者】 岸本町身体障害者福祉協会（事務局は社協） 【補助対象事業】 岸本町身体障害者福祉協会の実施する事業 【補助対象経費】 事業費のうち地域活動費、大会派遣費、体育費 西伯郡身体障害者福祉協会負担金 【補助金額】 対象経費の1/2 15年度実績 補助金251千円 【申請及び交付決定】 毎年6月頃 【支払】 2回（6月、11月）に分けて概算払い</p>	<p>溝口町身体障害者福祉協会補助金 【目的】 溝口町身体障害者福祉協会の運営並びに活動に要する経費の一部を負担することにより身体障害者福祉の増進を図る。 《内容等》 【対象者】 溝口町身体障害者福祉協会（事務局は社協） 【補助金額】 定額（165,000円）・・・協会からの要求による 【申請及び交付決定】 毎年4月 【支払】 4月</p>	<p>補助率が違う 岸本町は対象経費の1/2 溝口町は定額 両町の身障協会の統合も考える必要がある。</p>	<p>合併後平成17年度から岸本町の例により一元化する。 ○町が補助金を交付する相手方は、一つの協会という形が望ましい。合併までに両町の協会へ統合の要請を行う。 統合の方法等については、協会へ一任する。（支部制をとるか、とらないか、など） 補助金の対象経費及び限度額については、岸本町の例により1/2補助とし、別途補助金限度額を50万円以内に設定する。 事務局は現行どおり社会福祉協議会とする。</p>				
5	<p>岸本町ストマ用装具助成金 【目的】 ぼうこう機能障害等によりストマ用装具を使用する必要がある者に対して、ストマ用装具を購入する際の費用の一部を助成することにより、身体障害者の経済的負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。 《内容等》 【対象者】 岸本町に住所を有する身体障害者でストマ用装具を使用する必要がある者。ただし、社会福祉措置に係る費用の徴収等に関する規則（岸本町更生医療給付等措置費負担命令規則）第3条の規定に基づき告示された費用徴収基準表においてD13階層までとする。 【助成額】 （世帯所得税課税額：397～929千円） 自己負担額の2分の1 【支給方法】 償還払い（領収書を添付による申請） 補装具給付対象となる者には助成を行っていない。 補装具給付 or 町ストマ用装具助成（どちらか有利な方を適用）</p>	<p>溝口町ストマ用装具助成金 【目的】 ぼうこう機能障害等によりストマ用装具を使用する必要がある者に対して、ストマ用装具を購入する際の費用の一部を助成することにより、身体障害者の経済的負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。 《内容等》 【対象者】 溝口町に住所を有する身体障害者でストマ用装具を使用する必要がある者。ただし、社会福祉措置に係る費用の徴収等に関する規則（溝口町更生医療給付等措置費負担命令規則）第3条の規定に基づき告示された費用徴収基準表においてD18階層までとする。 【助成額】 （世帯所得税課税額：3,000～3,960千円） 自己負担額の2分の1 【支給方法】 償還払い（領収書を添付による申請） 補装具給付対象となる者にも助成を行っている。</p>	<p>岸本町では、補装具交付対象者には助成は行っていない。 溝口町では、補装具交付対象者にも助成を行っている。 （例） 受託報酬額＜費用徴収基準額（自己負担） 受託報酬額＞費用徴収基準額（自己負担） 【岸本町】 の場合、当事業のみ の場合、補装具交付のみ 【溝口町】 とともに 補装具交付後に、さらに自己負担額の1/2を助成 所得制限の階層に差はあるが、交付要綱の作りは同じである。（運用による違い） 対象となる所得階層の統一が必要である 運用を統一する必要がある</p>	<p>合併までに調整し、新たに定める。 ○溝口町の制度を適用する。 ただし、所得階層の制限はD13階層までとする。 ストマ用装具は対象者にとって、日常生活に必要不可欠なものであり、他の補装具とは違い消耗品であるため、その経済的な負担は大きい。その負担を軽減するため、補装具給付対象者に対しても、自己負担額の1/2を助成する、溝口町の制度を適用する。 なお、溝口町の制度を適用した場合であっても、岸本町において一般財源の投入額は、大きく増加することは無い。 これは、町単独助成を行う前に補装具交付（国県3/4補助）を適用するためである。（資料別添）</p>				
6	<p>制度なし</p>	<p>難病患者ホームヘルプサービス事業 【目的】 難病患者のいる家庭に対してホームヘルパーを派遣して介護、家事等日常生活の世話をを行うことにより、もって当該対象者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。 【対象者】 難病患者 【サービスの内容】 1．身体介護（食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体清拭、通院介助等） 2．家事援助（調理、衣類の洗濯、掃除、生活必需品の買物等） 3．相談、助言 【委託先】 特定非営利活動法人すてっぷ（ヘルプサービスぼけっと） 【利用の流れ】 利用登録申請 決定 利用 利用料納付 【利用者】 1人</p>	<p>岸本町では難病患者を対象としたホームヘルプサービスは実施していない。</p>	<p>合併時溝口町の例により一元化する。</p>				

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	障害者福祉事業	責任者	福岡・景山																																											
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 21 障害者福祉事業	備考																																														
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法																																												
7	<p>障害者デイサービス事業</p> <p>平成15年度から障害者支援費事業へ移行</p> <p>手数料徴収に関する条例は廃止(平成15年4月1日施行)</p>	<p>障害者デイサービス事業</p> <p>【目的】 在宅の身体障害者等に対し、各種サービスを提供するデイサービス事業を実施することにより、当該身体障害者等の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 1. 基本事業（機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護方法の指導、スポーツ、レクリエーション、健康指導） 2. 創作的活動事業 3. 入浴サービス 4. 給食サービス 5. 介護サービス 6. 送迎サービス</p> <p>【委託先】 溝口町社会福祉協議会</p> <p>【利用の流れ】 利用登録申請 決定 利用 利用料納付</p> <p>【利用料】 500円/回 （16年度から支援費制度に準じた負担額を徴収）</p> <p>【利用者】 身体： 4人 知的： 0人 児童： 0人</p>	<p>溝口町では、町内に支援費の指定事業者が無い ため、委託により事業を実施している。 （介護保険のデイサービスを相互利用） 町外の指定事業者を利用者が希望する 場合は支援費制度により実施予定。 支援費制度により実施する場合と利用者 負担額が異なる。 手数料徴収に関する条例なし</p> <p>岸本町では、社会福祉協議会が支援費の指定 事業者となっているので、支援費制度により実 施しており、委託による事業は実施していな い。</p> <p>両町社会福祉協議会が合併し指定事業者と なれば、支援費制度で対応可能である。</p>	<p>合併時岸本町の例により一元化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託による事業は廃止とする。 ・合併後は支援費事業で対応する。 ・町内の事業者の確保については、社協が引き続き指定事業者となる 																																														
8	<p>制度なし</p> <p>現在、岸本町では利用希望者は無い。町内には利用施設無し。</p>	<p>グループホームかがみやま荘運営事業</p> <p>【目的】 精神障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>【内 容】 精神障害者が共同生活を行うグループホーム運営費を助成</p> <p>【対象者】 日野郡精神障害者グループホーム（かがみやま荘）</p> <p>【負担額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助金</th> <th colspan="2">負担金</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>均等割1/2 人口割1/2</th> <th>均等割1/2 人口割1/2</th> <th>均等割1/2 人口割1/2</th> <th>均等割1/2 人口割1/2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日南町</td> <td>115,180</td> <td></td> <td>521,980</td> <td></td> <td>637,160</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>92,630</td> <td></td> <td>419,790</td> <td></td> <td>512,420</td> </tr> <tr> <td>江府町</td> <td>88,180</td> <td></td> <td>399,590</td> <td></td> <td>487,770</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>101,210</td> <td></td> <td>458,640</td> <td></td> <td>559,850</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>1,191,600</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,191,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,588,800</td> <td></td> <td>1,800,000</td> <td></td> <td>3,388,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金は県補助事業により各町が直接運営主体へ支出している 補助金だけでは不足する運営費を負担金として各町から支出</p> <p>【運営主体】日野町社会福祉協議会 【溝口町の利用者】 2名</p>		補助金		負担金		合計	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2	日南町	115,180		521,980		637,160	日野町	92,630		419,790		512,420	江府町	88,180		399,590		487,770	溝口町	101,210		458,640		559,850	鳥取県	1,191,600				1,191,600	合計	1,588,800		1,800,000		3,388,800	<p>溝口町のみ実施</p> <p>岸本町には精神障害者グループホームは無い</p> <p>日野郡4町で共同して事業を実施している</p> <p>補助金だけでは不足する運営費部分を負担金として別に助成している</p> <p>合併後も共同運営に参加するかどうか</p> <p>共同運営に参加しない場合、現在の利用者をどうするか</p>	<p>溝口町の例により新町に引き継ぐ。 （合併後も共同運営に参加） 岸本町の利用希望者もかがみやま荘利用 合併後の補助（負担）金の各町の負担割合に ついては、関係町間で協議が必要</p> <p>地域で生活する精神障害者の自立生活を支援していく上で、施設と在宅の中間的な性格を持つ、グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態）は必要と考える。しかし、単町では利用者が少なく、単独でグループホームを設置することは困難であるため、共同運営という形が望ましい。</p>
	補助金			負担金		合計																																												
	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2	均等割1/2 人口割1/2																																														
日南町	115,180		521,980		637,160																																													
日野町	92,630		419,790		512,420																																													
江府町	88,180		399,590		487,770																																													
溝口町	101,210		458,640		559,850																																													
鳥取県	1,191,600				1,191,600																																													
合計	1,588,800		1,800,000		3,388,800																																													

専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	障害者福祉事業		責任者	福岡・景山	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 21 障害者福祉事業		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法				
9	制度なし		<p>施設入所障害児・者在宅生活支援事業</p> <p>【目的】 支援費制度の対象外のサービスの利用に対する公費助成を行うことにより、障害者の在宅生活を支援する。</p> <p>【対象者】 (1)次に掲げる県内の施設に入所している者 身体障害者更生施設 身体障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 (2)次に掲げる施設に鳥取県が措置委託している者 知的障害児施設 肢体不自由児施設等</p> <p>【対象になるサービス】 居宅介護サービス (身体介護、家事援助、移動介護(全身性障害者に限る))</p> <p>【利用料】 支援費基準に準じた「所定額」から「利用者負担額」を控除した額を利用料とする。</p> <p>【利用者負担額】 支援費制度の利用者負担額を準用する。</p> <p>平成15年度新規事業</p>		○岸本町では実施していない。		○溝口町の例により新町に引き継ぐ。			

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項																																
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	その他福祉事業		責任者	西村・景山																														
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 22 その他福祉事業			備考																																
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法																															
1	<p>岸本町民生児童委員協議会運営事業</p> <p>【目的】 岸本町民生児童委員協議会の運営並びに活動を支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象者】 岸本町民生児童委員協議会 民生委員20名 うち主任児童委員2名</p> <p>【補助対象事業】 協議会運営 委員活動 研修会参加</p> <p>【補助対象経費】 費用弁償 旅費 役務費 負担金 研修費 消耗品費</p> <p>【補助金の額】 対象経費の10/10以内（予算の定める額）</p> <p>3年に1回(任期最終年)県外視察研修有り（別途1人5万円助成）</p> <p>委員報償費 民生児童委員協議会会計から1人年38,400円支出 定例会、町内活動にかかる旅費日当は支給なし。</p>		<p>溝口町民生児童委員協議会運営事業</p> <p>【目的】 溝口町民生児童委員協議会の運営並びに活動を支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象者】 溝口町民生児童委員協議会 民生委員22名 うち主任児童委員2名</p> <p>【補助対象事業】 協議会運営 委員活動 研修会参加</p> <p>【補助対象経費】 費用弁償 旅費 役務費 負担金 研修費 消耗品費</p> <p>【補助金の額】 対象経費の10/10以内（予算の定める額）</p> <p>3年に1回(任期最終年)県外視察研修有り（別途1人3万円助成）</p> <p>委員報償費 民生児童委員協議会会計から定例会なども 1人1回5,500円</p>			<p>16年12月1日に全国一斉改選がある。地区担当民生委員は現在数のままである見込みだが、主任児童委員が現在数のままか2名減が流動的。</p> <p>協議会としての活動は、両町ともほぼ同様の事業を実施。</p> <p>組織機構（規約、役員体制、支部制、専門部会等）について、民児協合併協会で協議中。</p> <p>委員報償費（費用弁償）等に差がある。</p> <p>県外視察研修助成に差がある。</p> <p>活動補助金額の概算総額設定のため、活動計画・事業内容について、民児協合併協会で協議中。</p>		<p>合併時に一元化する。 法律に基づき民児協を合併時に統合する。</p> <p>委員数・任期の取扱いについては、国・県の指示に従って調整。</p> <p>報償費の取扱いについては、民児協合併協議会の検討案で年額48,000円（月額4,000円）としたい。 その他の活動補助金については、事業計画により新町で決定する。</p> <p>活動計画・事業内容については、新町発足までに民児協合併協会で決定する。</p> <p>県外研修については、岸本町の例による。 三年に1回実施、1人当り50,000円、実施時期を任期の一年目にする。</p>																															
2	<p>岸本町保健福祉センターの管理運営に関すること</p> <p>【目的】 岸本町保健福祉センターの管理運営を行う。 温泉棟は地域振興(株)に管理委託 福祉棟は町直営</p> <p>【内容等】 保健福祉棟の管理運営費(15年度予算額) 15年度決算額</p> <table border="1"> <tr> <td>光熱水費</td> <td>4,407千円</td> <td>3,683 千円</td> </tr> <tr> <td>設備等保守管理委託料</td> <td>2,827千円</td> <td>898 千円</td> </tr> <tr> <td>火災保険料</td> <td>282千円</td> <td>282 千円</td> </tr> <tr> <td>その他リース料等</td> <td>682千円</td> <td>509 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,198千円</td> <td>5,372 千円</td> </tr> </table> <p>温泉棟(ゆうあいパル)15年度予算額 15年度決算額</p> <table border="1"> <tr> <td>入浴料(9万人)</td> <td>41,454千円</td> <td>44,230 千円</td> </tr> <tr> <td>テナント料</td> <td>1,260千円</td> <td>1,365 千円</td> </tr> <tr> <td>使用料(高齢者等割引分)</td> <td>1,260千円</td> <td>1,285 千円</td> </tr> <tr> <td>町補助金</td> <td>16,803千円</td> <td>7,011 千円</td> </tr> <tr> <td>委託料 計</td> <td>60,777千円</td> <td>53,891 千円</td> </tr> </table>		光熱水費	4,407千円	3,683 千円	設備等保守管理委託料	2,827千円	898 千円	火災保険料	282千円	282 千円	その他リース料等	682千円	509 千円	計	8,198千円	5,372 千円	入浴料(9万人)	41,454千円	44,230 千円	テナント料	1,260千円	1,365 千円	使用料(高齢者等割引分)	1,260千円	1,285 千円	町補助金	16,803千円	7,011 千円	委託料 計	60,777千円	53,891 千円				<p>ゆうあいパルの健全運営と省エネルギー対策が必要。</p> <p>ゆうあいパルについては、平成15年10月から溝口町の高齢者(70歳以上)や障害者なども割引している。</p>		<p>岸本町の例により新町に引き継ぐ</p>	
光熱水費	4,407千円	3,683 千円																																					
設備等保守管理委託料	2,827千円	898 千円																																					
火災保険料	282千円	282 千円																																					
その他リース料等	682千円	509 千円																																					
計	8,198千円	5,372 千円																																					
入浴料(9万人)	41,454千円	44,230 千円																																					
テナント料	1,260千円	1,365 千円																																					
使用料(高齢者等割引分)	1,260千円	1,285 千円																																					
町補助金	16,803千円	7,011 千円																																					
委託料 計	60,777千円	53,891 千円																																					

岸本温泉ゆうあいパル 入浴料等

単位:円

年度	月	入浴-プール														プールのみ				回数券	招待券等	回数券販売	招待券等	割引分	入浴料計		レストラン	合計	営業日数	平均						
		小・中生		高生・大人		高齢者		障害者		要介護者		付添者		保健事業		教育委員会		小人							大人						冊	金額	金額	金額	人	金額
		人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額						人	金額										
H 14	10	422	126,600	4,139	2,069,500	426	127,800	42	12,600	16	4,800	3	900	64	19,200	0	0	19	5,700	138	41,400	241	779	80	400,000	67,000			6,289	2,875,500	105,000	2,980,500	22	285		
	11	488	146,400	5,778	2,889,000	566	169,800	63	18,900	9	2,700	0	0	88	26,400	0	0	19	5,700	146	43,800	644	87	91	455,000	43,500			7,888	3,801,200	105,000	3,906,200	26	303		
	12	562	188,600	5,215	2,607,500	514	154,200	52	15,600	1	300	0	0	79	23,700	0	0	15	4,500	70	21,000	790	224	116	580,000	112,000			7,522	3,687,400	105,000	3,792,400	25	300		
	1	595	178,500	7,328	3,664,000	567	170,100	84	25,200	2	600	0	0	61	18,300	0	0	9	2,700	83	24,900	986	2	112	560,000	1,000			9,717	4,645,300	105,000	4,750,300	24	404		
	2	394	118,200	6,105	3,052,500	501	150,300	84	25,200	0	0	0	0	85	25,500	0	0	11	3,300	102	30,600	822	57	74	370,000	28,500			8,161	3,804,100	105,000	3,909,100	24	340		
	3	544	163,200	6,341	3,170,500	474	142,200	105	31,500	0	0	0	0	91	27,300	0	0	9	2,700	104	31,200	964	14	113	565,000	0			8,646	4,133,600	0	4,133,600	27	320		
	計	3,005	901,500	34,906	17,453,000	3,048	914,400	430	129,000	28	8,400	3	900	468	140,400	0	0	82	24,600	643	192,900	4,447	1,163	586	2,930,000	252,000	0	0	48,223	22,947,100	525,000	23,472,100	148	1,952		
H 15																																				
	4	390	117,000	5,067	2,533,500	368	110,400	39	11,700	0	0	0	0	121	36,300	0	0	19	5,700	123	36,900	789	53	79	395,000	26,500	105,600		7,000	6,969	3,378,600	105,000	3,483,600	25	278	
	5	563	168,900	6,060	3,030,000	416	124,800	49	14,700	0	0	0	0	118	35,400	0	0	11	3,300	169	50,700	907	31	91	455,000	15,500	116,600			8,324	4,014,900	105,000	4,119,900	27	308	
	6	307	92,100	4,687	2,343,500	330	99,000	54	16,200	0	0	0	0	123	36,900	0	0	18	5,400	200	60,000	742	29	78	390,000	14,500	101,400	150	6,490	3,159,150	105,000	3,264,150	26	249		
	7	438	131,400	5,088	2,544,000	318	95,400	78	23,400	0	0	0	0	144	43,200	0	0	24	7,200	294	88,200	833	37	84	420,000	18,500	108,000			7,254	3,479,300	105,000	3,584,300	26	279	
	8	872	261,600	5,956	2,978,000	239	71,700	52	15,600	0	0	0	0	137	41,100	0	0	31	9,300	300	90,000	867	35	76	380,000	17,500	85,600			8,489	3,950,400	105,000	4,055,400	27	314	
	9	497	149,100	5,173	2,586,500	278	83,400	28	8,400	0	0	0	0	121	36,300	0	0	12	3,600	272	81,600	830	71	87	435,000	35,500	85,400			7,282	3,504,800	105,000	3,609,800	26	280	
	10	410	123,000	5,247	2,623,500	355	106,500	43	12,900	0	0	0	0	116	34,800	168	25,200	6	1,800	192	57,600	857	78	92	460,000	39,000	128,000			7,472	3,612,300	105,000	3,717,300	26	287	
	11	469	140,700	5,855	2,927,500	395	118,500	28	8,400	0	0	0	0	106	31,800	0	0	1	300	177	53,100	943	31	86	430,000	15,500	105,800			8,005	3,831,600	105,000	3,936,600	26	307	
	12	406	121,800	5,219	2,609,500	452	135,800	32	9,600	1	300	0	0	106	31,800	0	0	0	0	134	40,200	1,006	32	109	545,000	16,000	118,200			7,388	3,628,000	105,000	3,733,000	25	295	
	1	604	181,200	7,200	3,600,000	503	150,900	63	18,900	1	300	0	0	95	28,500	0	0	8	2,400	117	35,100	1,285	16	119	595,000	8,000	132,400			9,892	4,752,700	105,000	4,857,700	26	380	
	2	409	122,700	6,194	3,097,000	452	135,600	46	13,800	0	0	0	0	105	31,500	0	0	3	900	154	46,200	1,102	15	111	555,000	7,500	120,600			8,480	4,130,800	105,000	4,235,800	25	339	
	3	404	121,200	5,718	2,859,000	500	150,000	84	25,200	0	0	0	0	126	37,800	0	0	1	300	193	57,900	1,227	24	145	725,000	12,000	77,600			8,277	4,066,000	105,000	4,171,000	26	318	
	計	5,769	1,730,700	67,464	33,732,000	4,606	1,381,800	596	178,800	2	600	0	0	1,418	425,400	168	25,200	134	40,200	2,325	697,500	11,388	452	1,157	5,785,000	233,000	1,285,200	150	94,322	45,515,550	1,365,000	46,880,550				
					*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
H 16																																				
	4	435	130,500	5,285	2,642,500	422	126,600	37	11,100	1	300	0	0	72	21,600	0	0	2	600	207	62,100	989	22	96	480,000	11,000	106,400		64,400	7,472	3,592,700	0	3,592,700	26	287	
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	435	130,500	5,285	2,642,500	422	126,600	37	11,100	1	300	0	0	72	21,600	0	0	2	600	207	62,100	989	22	96	480,000	11,000	106,400	0	7,472	3,657,100	0	3,657,100				
					*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	その他福祉事業	責任者	西村・景山	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 22 その他福祉事業	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法				
3	<p>ボランティアに関すること 【目的】 住民のボランティア活動を支援し、相互扶助による住みよい町づくりを推進する。</p> <p>【内容等】 平成13年6月岸本町ボランティア協会設立、登録団体31団体。</p> <p>現在は、岸本町社会福祉協議会でボランティアの事務を行っている。 ボランティア関係町補助金 年1,000千円</p> <p>社協事務局では、ボランティアの提供者と受け手の取次ぎ、ボランティア協会の事務局などを担当する、専任の臨時職員(週3日出勤)を配置している。</p> <p>経過 平成11年度～13年度の3年間で10,000千円、社協のボランティアセンター事業実施。 平成14年度から町単独補助金</p> <p>平成14年度・15年度ボランティアフェスティバル開催。 配食サービス、福祉活動、清掃活動、障害者ボランティア、災害ボランティア町のイベントスタッフなどに参加している。</p>	<p>ボランティアに関すること</p> <p>ボランティア協会のような町全体のボランティア団体はない。</p> <p>高齢者福祉の配食サービス実施</p>	<p>岸本町のみボランティア協会を設置し、組織的に活動している。</p>	<p>合併時に岸本町の例により一元化する。</p> <p>ボランティア協会事務局は社協とし、運営経費は新町で定める。</p>				
4	<p>日本赤十字社町分区及び赤十字奉仕団の取扱い 【団体の目的】 公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性の基本原則に則り、人道活動を行なう。</p> <p>【構成員】 岸本町分区： 分区長は河合勝（町長）、事務局は社協。</p> <p>岸本町赤十字奉仕団：町内に住所を有するもので、奉仕活動に熱意と誠意を持つもの（45名）。</p> <p>【活動内容】 国際活動事業（NHK海外助け合い等） 災害救護活動（小災害見舞品等配付） 血液事業（献血推進） 社員加入活動（社資募集） 奉仕団活動（デューティボランティア、配食ボランティア、救急講習会、炊飯講習会、見回り・清掃、各種募金活動）</p> <p>【市町村等との関係】 社会福祉協議会内に事務局を置いて、事務を執っている。</p>	<p>日本赤十字社町分区及び赤十字奉仕団の取扱い 【団体の目的】 公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性の基本原則に則り、人道活動を行なう。</p> <p>【構成員】 溝口町分区： 分区長は住田圭成（町長）、事務局は町（福祉保健課） 溝口町赤十字奉仕団 町内に住所を有するもので、奉仕活動に熱意と誠意を持つもの（10名）。</p> <p>【活動内容】 国際活動事業（NHK海外助け合い等） 災害救護活動（小災害見舞品等配付） 血液事業（献血推進） 社員加入活動（社資募集） 奉仕団活動（デューティボランティア、配食ボランティア、救急講習会、炊飯講習会、見回り・清掃、各種募金活動）</p> <p>【市町村等との関係】 事務局を福祉保健課に置き、事務は福祉保健課で執る。</p>	<p>岸本町は、社協が事務局をもっており、溝口町は役場福祉保健課が事務局をもっている。 合併後、どこが事務局をもつかが、課題となる。</p> <p>分区と奉仕団の活動は必ずしも一体ではなく、地域では奉仕団の活動が主となる。 町と社協の話し合いで協議する課題と考えられる。</p> <p>現実的には、赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動などと密接な関連性があるので、社協が事務を執る方が望ましいと思われる。 ・社協が事務局：8町村 ・町村が事務局：4町村</p>	<p>合併時に一元化する。 合併時から町分区の事務は新町で行う。 歴史のあるボランティア団体であり、合併時から奉仕団の事務局は社協で実施する。</p> <p>赤十字奉仕団の合併については、新町発足までに両町の奉仕団で協議し決定する。</p>				